

令和 4 年 6 月 27 日  
 総務省行政管理局公共サービス改革推進室

**民間競争入札実施事業**  
**「水産物流通調査業務のうち産地水産物用途別出荷量調査及び冷蔵水産物在庫量調査」の評価について（案）**

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）第 7 条第 8 項の規定に基づく標記事業の評価は以下のとおりである。

記

I 事業の概要等

事 項	内 容
実施行政機関等	農林水産省
事業概要	水産物流通調査業務のうち産地水産物用途別出荷量調査及び冷蔵水産物在庫量調査における調査関係用品の印刷・配布、調査票の回収、督促、照会対応、データ入力及び集計、結果表の作成の業務
実施期間	令和 3 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
受託事業者	株式会社インテージリサーチ
契約金額（税抜）	50,000,000 円（単年度当たり：16,666,667 円）
入札の状況	2 者応札（予定価内＝2 者）
事業の目的	全国の主要漁港における主要水産物の用途別出荷量を調査し、水産物の需給計画、流通施設の改善等を推進するための資料を整備すること、また、全国の冷凍・冷蔵工場における水産物の入出庫量・在庫量等を調査し、水産物の在庫の動向を明らかにして、水産物の需給計画、価格安定対策等を推進するための資料を整備することを目的として実施。
選定の経緯	政府系公益法人等が一者応札で受注していた事業として、平成 24 年度基本方針において選定。

II 評価

1 概要

終了プロセスに移行することが適当である。

## 2 検討

### (1) 評価方法について

農林水産省から提出された令和3年4月から令和4年3月までの実施状況についての報告（別添）に基づき、サービスの質の確保、実施経費及びその前提としての競争性等の観点から評価を行う。

### (2) 対象公共サービスの実施内容に関する評価

事 項	内 容	
確保されるべき 質の達成状況	以下のとおり、適切に履行されている	
	確保されるべき水準（一例）	評価
	① スケジュールの順守	適 事業の各工程において、農林水産省と協議の上定めた作業方針及びスケジュールに沿って業務が行われ、実施要項で規定した納入期限に遅延することなく適切に実施されたため、確保すべき水準を達成している。
	② 問合せ・苦情等対応マニュアルによる対応	適 照会対応事例集を基に作成した「問合せ、苦情等対応マニュアル」によりオペレーター要員の育成を行い、被調査者からの調査票に関する照会に関し、マニュアルに沿って適切な対応が行われていたため、確保すべき水準を達成している。
③ 基準日における目標回収率 一連の業務を通じ、各年又は各月の基準日（調査票等の提出期日）における調査票等の回収率が、目標回収率を達成すること。  目標回収率（※）： 産地水産物用途別出荷量調査 100% 冷蔵水産物在庫量調査 96%  過去3年の調査の実績値を基に算出。	適 (1) 産地水産物用途別出荷量調査 令和3年 100% (2) 冷蔵水産物在庫量調査 令和3年 97.7%	

	<p>※ なお、受託事業者の責に依らない理由（廃業等による連絡不能等）により、農林水産省が調査不能と判断した調査対象を除く。</p>	
	<p>④ 報告期日、審査</p> <p>報告期限を守るとともに、農林水産省が示す審査事項全てを審査すること。</p> <p>調査票、結果表等の審査については、受託事業者は次のア及びイについて、農林水産省の依頼に応じ、迅速かつ的確に対応すること。</p> <p>ア 農林水産省が調査票データ、集計値等の確認を求めた場合は応じること。</p> <p>イ 農林水産省から疑義照会を受けた場合は、必要に応じて調査対象に疑義照会を行い、修正が生じた場合には調査票等の内容の修正を行うこと。</p>	<p>適</p> <p>報告期日までの報告は達成されており、調査票等の審査についても農林水産省が示す審査事項一覧のとおり全て行われたため、確保すべき水準を達成している。</p> <p>ア 農林水産省からのデータ、集計値の確認依頼に対して、確認作業が適切に行われたため、確保すべき水準を達成している。</p> <p>令和3年度 産地水産物用途別出荷量調査は0件 冷蔵水産物在庫量調査の疑義照会件数は3件</p> <p>イ 農林水産省からの疑義照会に対して、確認作業と修正作業が適切に行われたため、確保すべき水準を達成している。</p> <p>令和3年度 産地水産物用途別出荷量調査の疑義照会件数は0件 冷蔵水産物在庫量調査の疑義照会件数は19件</p>
<p>民間事業者からの改善提案</p>	<p>調査実施前に調査対象に対し、協力依頼文書（事務局からの挨拶状）を郵送で配布したい旨の提案があった。</p> <p>農林水産省では、上記の提案内容は、調査への協力及び理解を得ることに繋がる改善であると判断し、配布を了承した。</p>	

### (3) 実施経費（税抜）

実施経費について、平成 26 年度の従来経費については「産地水産物流通調査（水揚量・価格調査（年間・月別）」、「水揚量・価格情報（日別）」、「産地水産物用途別出荷量調査」及び「冷蔵水産物在庫量調査」の 4 調査で、水産物流通調査業務として契約していたところ、市場化テスト第 3 期（令和 3 年度～令和 5 年度）から、この 4 調査のうち「産地水産物用途別出荷量調査」、「冷蔵水産物在庫量調査」の 2 調査分での契約となったことから、4 調査すべての公表項目数から「産地水産物用途別出荷量調査」及び「冷蔵水産物在庫量調査」の 2 調査分の公表項目数の割合（26.4%）を算出し、平成 26 年度契約金額に算出した割合を乗じて試算した金額を従来経費として、第 3 期契約額の単年度分と比較することとする。

実施経費は、上記により算出した従来経費と比較して 7.3%（年平均 113 万円）増加している。しかしながら、実施経費のうち大きな割合を人件費が占めていると考えられる※注 1 ところ、人件費の上昇を厚生労働省の「毎月勤労統計調査」において示されているこの間（平成 26 年度～令和 3 年度）の関連職種の賃金上昇による影響分※注 2 を差し引くと、一定の削減効果があったものと評価できる。

※注 1 実施経費に占める人件費の割合については、予定価格の算定に際してヒアリングした各社の経費見積もりの内訳をもとに、「実務に携わる者」と「社員」に係る経費の割合がそれぞれ 43.4%、31.2%であるものとして算出した。

※注 2 平成 26 年度～令和 3 年度における関連職種の賃金上昇による影響については、現行経費のうち、上記注 1 により算出した実務に携わる者と社員それぞれの人件費に、厚生労働省「毎月勤労統計調査」（情報サービス業）のパートタイム労働者の賃金上昇率（23.4%）及び一般労働者の賃金上昇率（4.5%）を乗じて算出した。

従来経費(A)	15,533,711 円(平成 26 年度の実施経費)
実施経費(B)	16,666,667 円(単年度当たり)(増減額 1,132,956 円増、増減率 7.3%増)
賃金上昇影響分を差し引いた実施経費(C)	<u>15,071,106</u> 円(単年度当たり)
増減額(D)=(A)-(C)	462,605 円減額
増減率(D/A×100)	3.0%減

#### (4) 選定の際の課題に対応する改善

課題	競争性に課題が認められたところ、事業を分割するとともに、入札公告期間を延長し、業界団体への広報を行ったところである。こうした取組を通じ、本件業務については2者応札するに至り、改善が認められた。
----	--

#### (5) 評価のまとめ

業務の実施にあたり確保されるべき達成目標として設定された質については、令和3年度で目標を達成しており評価できる。

また、民間事業者の改善提案により、目標回収率の達成状況の維持・向上に繋がるなど、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上に貢献したものと評価できる。

実施経費についても、上記のとおり削減されており、一定の効果があつたものと評価でき、公共サービスの質の維持向上と合わせて、経費の削減の双方が達成されたものと評価できる。

なお、本事業の実施期間中に委託民間事業者への業務改善指示等の措置はなく、法令違反行為等もなかった。

#### (6) 今後の方針

本事業については、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」(平成26年3月19日官民競争入札等監理委員会決定)Ⅱ. 1. (1)の基準を満たしていることから、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了することが適当であると考えられる。

市場化テスト終了後の事業実施については「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の対象から外れることとなるものの、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、農林水産省が自ら公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくことを求めたい。

令和4年6月14日  
農林水産省大臣官房統計部

民間競争入札実施事業  
「水産物流通調査業務のうち産地水産物用途別出荷量調査及び  
冷蔵水産物在庫量調査」の実施状況について

## I 事業の概要等

### 1. 業務内容

本業務は、全国の主要漁港における主要水産物の用途別出荷量等を調査し、水産物の需給計画、流通施設の改善等を推進するための資料とすること、また、全国の冷凍・冷蔵工場における水産物の入出庫量、在庫量等を調査し、水産物の在庫の動向を明らかにして、水産物の需給計画、価格安定対策等を推進するための資料とすることを目的としており、次の調査から構成される。

- (1) 産地水産物用途別出荷量調査
- (2) 冷蔵水産物在庫量調査

### 2. 契約期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

### 3. 受託事業者

株式会社インテージリサーチ

### 4. 受託事業者決定の経緯

水産物流通調査業務のうち産地水産物用途別出荷量調査及び冷蔵水産物在庫量調査における民間競争入札実施要項に基づき、総合評価落札方式による一般競争入札を実施したところであり、技術点については、入札者（2者）から提出された提案書を評価項目に基づき、農林水産省内に設置した技術審査会において審査を行い、いずれの入札者も必須項目について基準を全て満たしていた。

令和3年2月26日に開札を行い、予定価格の範囲内で総合評価点（技術点と価格点の合計点）の高い、上記3の事業者が落札者となった。

## II 評価

### 1. 事業の質に関する評価

#### (1) 確保されるべき質の達成状況及び評価

産地水産物用途別出荷量調査の令和3年調査分及び冷蔵水産物在庫量調査の令和3年3月調査分から令和4年2月調査分における業務は、「事前準備」、「実査」、「審査」、「集計」等の各工程における作業方針及びスケジュールを示し、あらかじめ農林水産省と調整した計画に沿って実施要項に定める納入期日（産地水産物用途別出荷量調査：4月10日、冷蔵水産物在庫量調査：毎月5日）に遅延することなく確実に実施された。

また、農林水産省は各工程において民間事業者からの進捗状況及び結果の報告を受け、調査が円滑に実施できるよう管理するとともに進捗状況に応じて指導を行った。

なお、確保されるべき質の達成状況及び評価は次のとおりである。

① 照会対応業務

ア 実施状況

民間事業者は、調査の実施に当たり、水産物流通調査（産地水産物用途別出荷量調査及び冷蔵水産物在庫量調査）事務局（以下「事務局」という。）を設置し、調査内容と業界動向を理解するための資料を作成し、事務局担当者への研修を実施した。調査対象からの照会対応について、「問合せ、苦情等対応マニュアル」に沿って対応するとともに、専属要員の配置・育成を行った。調査対象からの問合せは、事務局内にデータベースを構築することで情報の共有を図った。

また、調査対象からの問合せ件数は産地水産物用途別出荷量調査が 17 件、冷蔵水産物在庫量調査が 191 件であった。

なお、苦情件数については、産地水産物用途別出荷量調査が 0 件、冷蔵水産物在庫量調査が 1 件であった。（表 1－1 及び表 1－2）

表 1－1 産地水産物用途別出荷量調査の問合せ・苦情等対応件数

単位：件

令和 3 年調査	
問合せ件数	17
うち苦情	-

表 1－2 冷蔵水産物在庫量調査の問合せ・苦情等対応件数

単位：件

	R3										R4		計
	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	
問合せ件数	25	23	15	14	15	18	14	7	3	8	28	21	191
うち苦情	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1

○ 問合せの主な内容

オンライン調査システムの操作方法、回答事項の計上・修正方法、担当者の変更、調査方法変更、謝礼入金案内に関する問い合わせ等

○ 苦情等の内容

調査票の提出方法が FAX の調査対象より、調査票に FAX 番号を記載してほしいとの改善要望

イ 評価

民間事業者は、調査対象からの問合せ、苦情等に対応するため、「問合せ、苦情等対応マニュアル」を作成するとともに、専属要員の配置及び育成を行い、照会対応業務を適切に行えるようにしていることは評価できる。

また、照会対応履歴等を一元的に管理できるようデータベースに調査対象者情報を整理し、事務局内で情報を共有する体制を構築するなど、照会対応業務を効率的に行ったことは評価できる。

② 調査票の回収・督促

ア 実施状況

調査はいずれかの方法により実施した。

- (ア) 民間事業者が調査対象に調査票を郵送、オンライン（産地水産物用途別出荷量調査は電子メール、冷蔵水産物在庫量調査は政府統計共同利用システム又は電子メール）又はFAXにより調査票を配布・回収する方法
- (イ) 民間事業者が雇用する調査員の面接聞き取り又は電話による調査
- (ウ) 民間事業者が、調査対象が独自に取りまとめているデータの提供を受け調査を行う方法

民間事業者は、期限までに調査票が提出されない調査対象に対しては、電話、FAX等による督促を行った。産地水産物用途別出荷量調査においては、目標回収割合（民間事業者の責に依らない未回収数を除いたもの（以下同様））100%を達成した。冷蔵水産物在庫量調査については、調査対象の選定替えを行った後、初回となる令和3年3月において、目標回収割合の96%を下回ったものの、電話による督促を行うとともに、調査対象からの問合せに丁寧に対応することにより、令和3年4月以降は目標回収割合を達成した。

なお、民間事業者から調査対象に対する督促件数については産地水産物用途別出荷量調査が8件、冷蔵水産物在庫量調査が888件であった。（表2-1、表2-2）

表2-1 産地水産物用途別出荷量調査の回収割合及び督促件数

単位：事業所、%、件

令和3年調査	
調査可能対象数(注)	36
調査票回収数	36
回収割合	100
督促件数	8

(注)民間事業者の責に依らない未回収数を除く。(以下同様。)

(参考) 産地水産物用途別出荷量調査の回収率

単位：事業所、%

令和3年調査	
調査対象数	38
回収数	36
回収率	94.7

表2-2 冷蔵水産物在庫量調査の回収割合及び督促件数

単位：工場、%、件

	R3										R4		計
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
調査可能対象数 (注)	491	480	474	472	472	471	471	469	469	469	469	468	5,675
調査票回収数	451	465	465	465	463	464	465	462	461	462	462	461	5,546
回収割合	91.8	96.9	98.1	98.5	98.1	98.5	98.7	98.5	98.3	98.5	98.5	98.5	97.7
督促件数	49	132	86	86	71	59	104	58	71	53	76	43	888

(参考) 冷蔵水産物在庫量調査の回収率

単位：工場、%

	R3										R4		計
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
調査対象数	501	501	499	499	499	499	499	499	499	499	499	498	5,991
回収数	451	465	465	465	463	464	465	462	461	462	462	461	5,546
回収率	90.0	92.8	93.2	93.2	92.8	93.0	93.2	92.6	92.4	92.6	92.6	92.6	92.6

イ 評価

民間事業者は、調査対象に対し、調査実施前に協力依頼文書を送付するとともに、電話により送付文書の内容をより丁寧に説明し、調査への協力及び理解が得られるように努めた。

また、期限までに調査票が提出されない調査対象に対しては、電話等による督促を行い、産地水産物用途別出荷量調査については、確保されるべき質として定めた目標回収割合 100%を達成し、冷蔵水産物在庫量調査については、確保されるべき質として定めた目標回収割合 96%を、令和 3 年 4 月以降は達成したことは評価できる。

③ 調査票の審査及び疑義照会対応業務

ア 実施状況

民間事業者は、オンライン調査システムからダウンロードした調査票データ、電子メール、郵送及び FAX により回収した調査票、電話聞き取りにより作成した調査票を農林水産省が作成する審査事項一覧表を基に設計した業務専用システム（疑義照会用プログラム）を用いて審査を実施した。審査内容の確認範囲に該当する調査票データ及び調査票については、再度審査を実施し、必要に応じて調査対象に対して疑義照会を的確に行った。

また、調査対象からの疑義照会に対する回答内容はデータベース化し、事務局内で情報を共有することで以降の審査に有効に活用した。

なお、疑義照会件数は産地水産物用途別出荷量調査が 15 件、冷蔵水産物在庫量調査が 374 件であった（表 3-1 及び表 3-2）。

表 3-1 産地水産物用途別出荷量調査の疑義照会件数

単位：件

	令和 3 年調査
照会件数	15

表 3-2 冷蔵水産物在庫量調査の疑義照会件数

単位：件

	R3										R4		計
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
照会件数	51	50	27	42	21	19	12	24	24	23	38	43	374

○ 疑義照会の主な内容

前年及び前月調査票データと比較した対象データの増減（変動理由）、記入誤り・単位の確認、数値の読み合わせ等

イ 評価

民間事業者は、農林水産省が作成する審査事項一覧表を基に設計した疑義照会用プログラムにより確実に審査を行うとともに、これまでの疑義照会の内容をデータベース化し、事務局内に情報を共有することで効率的かつ適切に審査、疑義照会等を実施したことは評価できる。

農林水産省からのデータ、集計値の確認依頼に対しては迅速に確認を行うとともに、疑義照会については、必要に応じて調査対象への照会を行い、調査対象からの回答が得られ次第速やかに農林水産省へ回答を行う等、適切に実施したことは評価できる。なお、データ、集計値への確認依頼は3件、疑義照会は19件であった(表4-1及び表4-2)。

表4-1 産地水産物用途別出荷量調査への農林水産省からの確認件数

単位：件

	令和3年調査
データ、集計値の確認依頼	—
疑義照会	—

(令和4年3月31日までの実績)

表4-2 冷蔵水産物在庫量調査への農林水産省からの確認件数

単位：件

	R3										R4		計
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
データ、集計値の確認依頼	—	1	—	—	—	1	—	1	—	—	—	—	3
疑義照会	1	4	2	4	—	—	1	—	—	2	3	2	19

(2) 民間事業者からの改善提案による改善実施事項

① 実施状況

民間事業者から、調査実施前に調査対象に対し、協力依頼文書（事務局からの挨拶状）を郵送にて配布したい旨の提案があった。

農林水産省では、上記の提案内容は、調査への協力及び理解を得ることに繋がる改善であるものと判断し、配布を了承した。

② 評価

業務の質の確保及び向上を図るため、上記により、調査実施前に調査対象に対し協力依頼文書（事務局からの挨拶状）を配布し、調査への協力及び理解得ることに努めたことは評価できる。

## 2. 実施経費についての評価

- (1) 市場化テスト実施前の国における従前経費（平成 26 年度）と実施経費の比較結果は、次のとおりである。

表 5 市場化テスト実施前の国における従前経費（平成 26 年度）と実施経費の比較

項目	金額（税抜き）
従前経費（A）	15,533,711 円（平成 26 年度の実施経費）
実施経費（B）	50,000,000 円（令和 3 年度から令和 5 年度） 16,666,667 円（令和 3 年度分）
増減額（C）=（B）－（A）	1,132,956 円（1 年度分）
増減率（C/A×100）	7.3%

### ① 従前経費（A）

ア 従前経費（A）は平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの実施経費である。  
58,839,815 円

イ 市場化テストⅢ期（令和 3～5 年度）から、実施要項を分割したため、従前経費（A）のうち、産地水産物用途別出荷量調査及び冷蔵水産物在庫量調査に係る経費分を公表項目数を基準に経費割合を試算すると、本調査に係る部分の経費割合は 26.4%となった。

ウ この結果、従前経費は以下のとおりとなった。

$$58,839,815 \text{ 円} \times 26.4\% = \underline{15,533,711 \text{ 円}}$$

### ② 実施経費（B）

実施経費（B）は市場化テストⅢ期（令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）の実施経費である。

$$1 \text{ 年度分} : 50,000,000 \text{ 円} \div \text{契約期間 } 36 \text{ ヶ月} \times 12 \text{ か月} = \underline{16,666,667 \text{ 円}}$$

## (2) 評価

- ① 実施経費（B）（令和 3 年度分）は、従前経費（A）（平成 26 年度分）と比較して 7.3% 増加しており、契約額上経費削減の効果はみられない（表 5）。しかしながら、この増加率（7.3%）は、下表のとおり経費の大半を占める人件費の上昇が影響していると考えられる。

実務に携わる者の賃金を、厚生労働省の「毎月勤労統計調査」の情報サービス業（5人以上、パートタイム労働者）の結果を用いて比較すると、令和 3 年度は平成 26 年度に比べ 23.4% 上昇となった。また、社員賃金については、情報サービス業（5人以上、一般労働者）の結果を用いて比較すると 4.5% の上昇となった（表 6）。賃金上昇影響分を差し引いた金額の試算値（実施経費（B）'）と従前経費（A）を比較すると、462,605 円の減額（3.0% 減）となっており、一定の効果があつたものと評価できる（表 7-1 及び表 7-2）。

- ② また、業務の実施にあたっては、民間事業者が設計した疑義照会プログラムにより審査を行ったことに加え、調査の協力依頼に併せてオンライン調査への協力に係る資料を同封するとともに電話における説明によりオンライン調査を推進してきた結果、毎月調査を行っている冷蔵水産物在庫量調査の第 2 期（令和 2 年 6 月分調査）では 37.0% であったオンライン回答率が、第 3 期（令和 4 年 2 月分調査）は 43.6% に上昇し、オンライン回答率の上昇に伴い調査対象に配布する調査票等の調査資材の削減、データ入力・審査などの効率化が図られた。

表6 毎月勤労統計調査結果の比較（対平成26年度の上昇率）

区分	G39 情報サービス業（5人以上）					
	一般労働者			パートタイム労働者		
	実労働時間数 （総数）	現金給与額 （総額）	時間当たり給与	実労働時間数 （総数）	現金給与額 （総額）	時間当たり給与
	時間	円	円/時間	時間	円	円/時間
平成26年度平均	168.5	490,924	2,913	101.8	127,612	1,254
令和3年度平均	162.5	494,728	3,044	91.9	142,227	1,548
上昇率（%）			4.5			23.4

表7-1 実施経費（B）から賃金上昇影響分を差し引いた金額の試算

経費項目		実施経費（B）（令和3年度分）		賃金上昇率	実施経費（B）' （賃金上昇影響分を 差し引いた金額 の試算値）
		金額	構成割合		金額
経費合計		円 16,666,667	100.0%		円 15,071,106
人件費	実務に携わる者の賃金	7,233,333	(注1) 43.4%	(注2) 23.4%	5,861,696
	社員賃金	5,200,000	(注1) 31.2%	(注3) 4.5%	4,976,077
人件費計		12,433,334			10,837,773
その他の経費		4,233,333	(注1) 25.4%		4,233,333

注1：人件費の構成割合は、予定価格算定に際してヒアリングした各社の経費見積もりの内訳をもとに算出

注2：厚生労働省「毎月勤労統計調査」の情報サービス業（5人以上、パートタイム労働者）の結果を用いて算出

注3：厚生労働省「毎月勤労統計調査」の情報サービス業（5人以上、一般労働者）の結果を用いて算出

表7-2 従前経費（A）と実施経費（B）'を比較した削減効果

従前経費（A）	15,533,711円（平成26年度の実施経費）
実施経費（B）'	15,071,106円（単年度当たり）
増減額（C）' = （B）' - （A）	▲462,605円
増減率（C）' / A × 100	▲3.0%

(参考1) 派遣料金（一般事務（OA 機器操作主体）<sup>(注)</sup>）の比較（対平成26年の上昇率）

単位：円/時間

地域	東 京		
ランク	A	B	C
ランク区分の定義	各種アプリケーションソフトの機能操作ができる。データベース、マクロ等の操作ができる。	OA 機器の基本操作による文書・表作成に加えて、関数・グラフ等による集計ができる。	OA 機器の基本操作による文書・表作成ができる。
平成26年4月	2,250	2,000	1,850
令和3年4月	2,650	2,440	2,280
上昇率（%）	17.8	22.0	23.2

注：平成26年4月の業務名は「事務用機器操作」。

出典：一般財団法人 経済調査会「月間積算資料」（以下、参考2に同じ。）

(参考2) 派遣料金（テレマーケティング・オペレーター<sup>(注)</sup>）の比較（対平成26年の上昇率）

単位：円/時間

地域	東 京		
ランク	A	B	C
ランク区分の定義	専門分野の商品知識を有する。苦情への対応ができる。実務経験3年以上程度。	取扱商品の基本的な知識を有し、商品説明や申込受付ができる。実務経験1年以上程度。	マニュアルに沿って、取扱商品に対する関心の有無を確認する等のアンケート作業ができる。
平成26年4月	2,200	1,950	1,750
令和3年4月	2,540	2,330	2,120
上昇率（%）	15.5	19.5	21.1

注：平成26年4月の業務名は「テレマーケティングの営業」。

3. その他（特記事項に係る経緯等）

特になし

4. 評価委員会等からの評価

令和4年5月16日、3名の外部有識者からなる「公共サービス改革法に基づく民間委託統計調査に関する技術検討会」（以下「技術検討会」という。）を開催し、本事業の実施状況報告について、以下のとおり評価を得た。

- (1) 確保されるべき質として定めた目標回収割合については、産地水産物用途別出荷量調査は100%、冷蔵水産物在庫量調査は96%を達成しており、この目標回収割合の算出には、民間競争入札実施要項で民間事業者の責に依らない理由での未回収を含まないとしていることから実施状況に問題はない。
- (2) 調査票の審査及び疑義照会では、単位誤り等の審査について適切に対応されている。
- (3) 調査業務の実施状況は適切であると評価できる。
- (4) 冷蔵水産物在庫量調査の調査票の未回収がある程度発生している印象を受けるが、月別公表のための回収期限に間に合わない場合や新型コロナの影響により休業があったことなどからやむを得ないものであり実施状況は適切であると評価できる。

## 5. 評価のまとめ

### (1) 評価の総括

本事業の市場化テストは今期が第3期目の事業実施である。今期の事業全体を通じての実施状況は以下のとおりであり、適正に実施されていると評価できる。

- ① 事業実施期間中、業務改善指示等を受けることはなく、また、業務に係る法令違反行為等もなかった。
- ② 技術検討会において3名の外部有識者から競争性の確保、質の維持・向上、コストの削減等について妥当と評価を受けている。
- ③ 競争性に課題があったことから、事業を分割し参入障壁を緩和するとともに、第3期は入札公告から質問期限まで（公告期間）を、第2期の22日から50日に延長し周知時間や事業者の準備期間を確保した。また、業界団体への広報として、入札参加希望者が調達情報を入手しやすいよう、「農林水産本省調達情報メールマガジン」の登録者に新着情報を配信した。

こうした取り組みを通じ、受託事業者を決定する入札について2者の応札があり、競争性の改善が認められた。

- ④ 確保されるべき質に係る達成状況について、実施要項に定める調査票の回収割合を達成している。
- ⑤ 経費削減効果については、実施経費は従前経費と比較して7.3%増加しているが、経費の大半を占める人件費が影響しているものであり、賃金上昇影響分を差し引いた金額の試算値と従前経費を比較すると、462,605円の減額（3.0%減）となっていることから、一定の効果があったものと評価できる。

### (2) 今後の方針

本事業は良好な実施結果が得られており、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセスの運用に関する指針」（平成26年3月19日官民競争入札等監理委員会決定）のⅡの1（1）の基準を満たしているため、今期をもって市場化テストを終了することとしたい。